

特例

新(令和4年4月1日から)

生活福祉資金(総合支援資金)借入申込書

県社協受付日

市町社協 令和 年 月 日 受付番号

市町社協 民児協 生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生 ()歳

フリガナ 氏名 住所 (〒 -) 電話番号(連絡先) 固定 携帯

Table with columns: 氏名, 続柄, 年齢, 職業, 現在の収入月額, 健康状態, 備考. Includes rows for family members and sections for housing status and total debt.

勤務先名称 勤務先住所等 雇用形態 正規職員・パート・アルバイト・自営業・その他 職種

退職日 年 月 日 失業等給付受給 無・有 → 年 月 ~ 年 月

今の世帯の仕事や家計等の状況について

生活の安定を図るための取組について(今後の目標や、具体的な活動など)

借入希望額 借入月額 借入総額 借入期間 令和 年 月 から 令和 年 月 (か月)

据置期間 令和5年12月末まで 償還期間 月 (最大120か月※月数で記入)

○ 市町社会福祉協議会の意見

Table with columns: 貸付けの適否, 備考. Row 1: 適・否

総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書

- 貸付け後は、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期自立に努めます。
- 記入した**個人情報**については、本制度に必要な範囲で、**第三者に提供**することに同意します。
- 私は、貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体及び公共職業安定所等の**関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受ける**ことに同意します。
- 私は、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意します。
- 私は現在、**生活保護**を受給していません。
- 私は現在、**自己破産**の手続きを行っていません。
- 本貸付金を事業の**運転資金として使用しません**。
- 私及び私の世帯の者は、**暴力団員**ではありません。また、借入期間中においても**暴力団員**にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る**暴力団員該当性情報の提供**を求めすることに同意します。
〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕
- 生活支援費の借入期間は、借入れを希望する月から原則3か月以内とします。
- 生活支援費の借入限度額は、2人以上の世帯は月額20万円以内、単身世帯は月額15万円以内とします。
- 生活支援費の貸付金の据置期間は、**令和5年12月末まで**となります。
- 本資金の償還期限は、据置期間経過後、10年以内とします。(但し、償還月額から償還期間を決定します。)
- 貸付金の利率は、無利子とします。
- 貸付金を償還期限までに支払わなかった場合、延滞している元金に対し年3パーセントの延滞利子を支払うことになります。
- 資金を借り受けた者は、借入期間中、就職したとき、他の公的な給付又は貸付けが決定したとき、又は世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに愛媛県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 借入金を目的外に使用したときは、貸付金の一時償還又は貸付けの停止を行います。
- 借入申込みに当たって、愛媛県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。
- 借入申込者は、貸付けが決定した場合、貸付金を自立更生のために役立て、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期の自立に努めるものとします。
- 申請内容に虚偽が判明した場合は、直ちに貸付けの中止を行い、貸付金の繰上一括償還を求め場合があります。

愛媛県社会福祉協議会会長 様

私は、総合支援資金特例貸付の申込を行うにあたり、上記19項目に同意し、内容を了承の上、借り入れたく申し込みます。

令和 年 月 日

借入申込者
(自署)